（入退居）

第十五条　無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2　無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3　無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十六条　無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

一　食事の提供に要する費用
二　居室使用料
三　共益費
四　光熱水費
五　日用品費
六　基本サービス費
七　入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2　前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一　食事の提供に要する費用　食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
二　居室使用料
　イ　当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
　ロ　イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
三　共益費　共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
四　光熱水費　居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
五　日用品費　入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
六　基本サービス費　入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
七　入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
　イ　人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
　ロ　日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十七条　無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2　無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3　無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4　無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第十八条　無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第十九条　無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

（状況把握）

第二十条　無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第二十一条　施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第二十二条　無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第二十三条　無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2　無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3　無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

（定員の遵守）

第二十四条　無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第二十五条　無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（日常生活に係る金銭管理）

第二十六条　入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一　成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

二　無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三　金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四　金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五　第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六　金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。